

融資あっせん申請に必要な書類一覧

令和8年6月1日現在

○は各資金の申請に必要な書類

△は資金用途により必要な書類

資金の種類	資金用途	①事業資金あっせん申請書	②		③対象物件の見積書等の写し (契約書、注文書、受注書でも可)	④残高証明 (※当該制度融資の残高がある場合のみ)	⑤情報提供に関する同意書	⑥創業計画書	⑦事業計画書	⑧その他
			法人の場合	個人の場合						
運 転	運転	○	○	○		○				
設 備	設備	○	○	○	○	○				カタログ、設計図等
小規模事業者 支援資金	運転 設備	○	○	○	△	○	○			設備希望の場合はカタログ等
商 工 業 団 体 事 業	運転 設備	○	○	○	△	○				・定款または規約等 (履歴事項全部証明書がある場合は不要) ・組合員(会員)名簿
短期特別	運転	○	○	○		○				
借 換	運転	○	○	○		○			○Ⅲ	
経営革新 創 造	運転 設備	○	○	○	△	○			○ⅠまたはⅡ	
商店会 加入者特別	運転 設備	○	○	○	△	○				商店会加入確認書、又は商店会名簿の写し、商店会費の納入領収書
商業環境 整備資金	設備	○	○	○	○	○				詳しくはお問い合わせ下さい
創 業 A	運転 設備	○	○	○	△			○		賃貸借契約書、預金通帳、開業届、源泉徴収票等の写し
創 業 B (女性・若年者・シニア)	運転 設備	○	○	○	△			○		創業Aの必要書類のほか年齢・性別が確認できるもの(住民票、保険証の写し)
創 業 S (認定創業者)	運転 設備	○	○	○	△			○		創業Aの必要書類のほか認定創業者証明書
事業承継支援	運転 設備	○	○	○	△	○			○Ⅳ	

備考1) 書類の詳細は[各種書類について](#)をご覧ください。(この裏面)

備考2) 創業資金は申請内容によって一覧に表示されていない書類が必要となる場合があります。

備考3) 提出いただいた書類と書類から得た情報は、必要に応じてあっせん先金融機関に提供します。

備考4) 特定非営利活動法人(NPO法人)は小規模事業者支援資金及び創業資金はご利用できません。

～各種書類について～

①事業資金あっせん申請書：立川市中小事業資金あっせん申請書（第1号様式）

②納税証明等：

●法人の場合

- 法人市民税等納税証明書：最新年度（納期経過分）と前年度分の法人市民税・固定資産税の納税証明書。
（※1ヶ月以内発行の原本）滞納していないことが申請要件です。
- 代表者の市民税等納税証明書：最新年度（納期経過分）と前年度分の市民税・固定資産税の納税証明書。
（※1ヶ月以内発行の原本）課税され、滞納していないことが申請要件です。
- 履歴事項全部証明書：3ヶ月以内発行のもの（コピー可）。
インターネットから入手した証明書（現在有効な事項のみを記載したもの）は不可。

●個人の場合

- 市民税等納税証明書：最新年度（納期経過分）と前年度分の市民税・固定資産税の納税証明書。
（※1ヶ月以内発行の原本）課税され、滞納していないことが申請要件です。
ただし、前年度分のみが非課税の場合は、非課税証明書を提出していただくことで申請できます。
- 確定申告書の写し：前年分（税務署に提出したすべての写し）
※e-Tax「受信通知」等で税務署に提出したことがわかることが必要。

③対象物件の見積書等の写し（契約書、注文書、受注書の写しでも可）：

- ・納入場所・工事場所が立川市内であることを必ず明記すること。
- ・有効期限の記載があり、申請時点で有効期限内のもの。
- ・車両購入の場合、『別紙：車両の取り扱いについて』に記載されている要件を満たすこと。

④残高証明書：立川市中小企業事業資金融資残高のある金融機関に提出し証明を受けたもの。

⑤情報提供に関する同意書：市所定の様式による。

⑥創業計画書：市所定の様式による。

⑦事業計画書：市所定の様式による。


内容により、Ⅰ～Ⅳのいずれかを選択し、提出してください。

- Ⅰ：新製品・新開発や事業化、新たな販売・サービス方法の開発、ISO・プライバシーマークの取得
- Ⅱ：事業転換・多角化
- Ⅲ：資金の借り換え
- Ⅳ：事業承継計画書

⑧その他：

資金の種類に応じて必要な書類があります。

▼各種書類の入手方法は次の通りです。

書 類	入 手 先
①あっせん申請書・④残高証明書 ⑤情報提供に関する同意書 ⑥創業計画書・⑦事業計画書	産業観光課窓口、立川市ホームページ内からダウンロード 
②市税納税証明書 非課税証明書	居住地（所在地）の市区役所、町村役場
②履歴事項全部証明書	所在地を管轄する法務局出張所